

宝くじ当選金と財産分与

原 審：前橋家庭裁判所高崎支部平27年(家)第26号、平28・9・23審判 (LEX/DB 25549796)
抗告審：東京高裁平28年(ラ)第1832号、平29・3・2民事第20部決定 (LEX/DB 25549795)

Brush up Point

本件は、租税事件ではないが、宝くじの当選金を原資とした資産が財産分与の対象となるか、また、その分与割合はどれくらいとなるかといった興味深い事件である。東京高裁の判断のポイントは、次のとおりである。

- (1) 宝くじの購入資金は、夫婦の協力によって得られた収入の一部から拠出され、本件当選金も家族の住居費や生活費に充てられたのだから、本件当選金を原資とする資産は、夫婦の共有財産と認めるのが相当である。
- (2) 夫は小遣いの一部を充てて宝くじ等の購入を続けており、妻より夫の寄与が大きかったというべきであり、分与割合については、申立人(妻)4、相手方(夫)6の割合とするのが相当である。

I. 事実関係

申立人(妻)と相手方(夫)は、平成5年に婚姻し、平成26年、長男及び二男の親権者をいずれも妻と定めて協議離婚をした。本件は、妻が夫に対し、財産分与を求めた事案であるが、原審は、妻に対し居住用土地建物を分与し、夫に対し当該土地建物の所有権移転登記手続及び1000万円の支払を命じる旨の審判をしたが、これに対し夫と妻は、それぞれ即時抗告をした。以下、抗告審の内容に基づき、本件を整理する。

婚姻時、夫は、資産として貯金約5万円を

有していたが、医院に看護師として勤務し、月額約30万円の給料の支給を受け、また副業として整体業を営み月額約5万円の収入を得ていた。夫は、毎月、給料約30万円と副業の収入のうち2万円程度を妻に交付し、これにより家族の家計を賄っていた。妻は、平成15年頃まで専業主婦であり、その頃ヘルパー2級(訪問介護員養成研修2級)の資格を取得した。

夫は、上記副業の収入のうち2~3万円程度を小遣いとして費消し、毎月2000円程度を宝くじなどの購入に充て、本件宝くじの当

選金約2億円を得た。夫は、婚姻後に購入し、家族が居住する土地(本件土地)と新築した自宅(本件建物)の住宅ローン約2000万円を負っていたが、本件宝くじの当選後、当該当選金を原資として住宅ローンを完済した。また、夫は、宝くじの当選後も医院に看護師として勤務し、月額約32万円の給与等の支給を受け、これをすべて妻に交付して家族の家計を賄っていた。その後、夫は、平成20年頃、病院を退職し、本件当選金の運用を図るため、トレーダーとして資産運用に専念することになったものの、資産運用による利益が生じなかったため、妻には本件当選金を原資として毎月30万円と年2回50万円を交付し、これにより家族の家計を賄った。夫は、再度病院に勤務するなどしたが、毎月の給料約25万円と本件当選金を原資として毎月5万円を妻に交付していた。

なお、離婚の原因は、夫の不貞行為に基づくもので、財産分与の他、別途、損害賠償について、平成27年、夫が妻に対し300万円を支払うことで一部調停が成立している。

II. 主たる争点

本件の主たる争点は、①本件宝くじの当選金を原資とした資産は、財産分与の対象となるか否か、②かりに財産分与の対象になるとした場合、その分与割合は平等となるか否かである。

III. 判決の要旨

〔1〕宝くじの当選金を原資とする資産が、財産分与の対象となるか否かについて

は、原審と抗告審では、それが夫婦共有財産であるか否かにつき、見解を異にした。原審裁判所は、「宝くじの法的性格及び役割に照らせば、当選した宝くじ購入資金の原資が夫婦共有の財産である家計の収入であるとしても、当然に全額が夫婦の共有財産となるものではなく、当該宝くじを購入した者には、当該当選金について一定の優位性ないし優越性が認められるべきである。」とし、当選金を原資とする資産は夫婦の共有財産ではないと判断した。

しかし、抗告審はこれに対し、次のとおり、夫婦の共有財産であるとした。「本件当選金を得たC(筆者注：宝くじ)の購入資金は、原審申立人と原審相手方の婚姻後に得られた収入の一部である小遣いから拠出されたこと、本件当選金の使途も、同人ら家族が自宅として使用していた本件土地建物の借入金約2000万円の返済に充て、原審相手方が勤務先を退職してからは、毎月、本件当選金を原資として生活費相当分を拠出したこと等が認められる。そうすると、Cの購入資金は夫婦の協力によって得られた収入の一部から拠出され、本件当選金も家族の住居費や生活費に充てられたのだから、本件当選金を原資とする資産は、夫婦の共有財産と認めるのが相当である。」

〔2〕次に、分与割合については、次のとおり判断した。「上記対象財産の分与割合について検討すると、原審相手方名義の預貯金、保険、不動産、前渡金等、対象財産のほぼ全部について、本件当選金が原資となっているところ……上記認定のとおり、本件当

選金の購入資金は夫婦の協力によって得られた収入の一部から拠出されたものであるけれども、原審相手方が自分で、その小遣いの一部を充てて宝くじ等の購入を続け、これにより、偶々とはいえ当選して、本件当選金を取得し、これを原資として上記対象財産が形成されたこと認められる(上記(1))。これらの事情に鑑みれば、対象財産の資産形成については、原審申立人より原審相手方の寄与が大きかったというべきであり、分与割合については、原審申立人4、原審相手方6の割合とするのが相当である。]

IV. 解説

[1] 民法768条は、財産分与につき、協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる(同条1項)とし、かりに当事者間で協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとしている(同条2項)。なお、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めることになっている(同条3項)。

一口に財産分与といっても、その種類には4種類ある。①一般的な意味で使われる財産分与としての清算的財産分与、②離婚後の生活を保障するための扶養的財産分与、③慰謝料として支払う慰謝料的財産分与、④生活費の未払いを清算する過去の婚姻費用の清算としての財産分与。本件は、①の

清算的財産分与の範囲をめぐり、宝くじの当選金を原資する預貯金、保険、不動産等の財産が、夫婦の婚姻期間中に、夫婦が協力して築いた財産であるか否かが第1の争点となっている。すなわち、夫婦一方の特有財産である場合には、清算的財産分与の対象外となり、宝くじの当選金が、婚姻期間中であっても、夫婦の協力とは全く無関係な、いずれか一方の努力により得られた財産であるか否かという問題である。

この点につき、本件に類似する事件として、かつて夫が香港で購入した馬券が偶然当たって万馬券となり、日本円で1億9000万円もの利益を得、それを原資に居住用不動産を購入し、離婚後、その居住用不動産の財産分与が問題となった事件がある(奈良馬券財産分与申立事件(奈良家裁平11(家)第806号、平13・7・24審判))。これにつき奈良家庭裁判所は、「万馬券というのは射倖性の高い財産で必ずしも相手方の固有の才覚だけで取得されたものともいえないこと、万馬券が相手方の小遣いで購入されたものであるとしても、小遣いは生活費の一部として家計に含まれると考えることができること、これらの理由から本件物件を相手方の特有財産とみるのは相当ではない。」と判断した。本件宝くじの当選金についても、上記のとおり、同じ理由で夫婦の共有財産とする旨の判断を下した。両事件についての共通認識は、夫婦に別個の小遣いがあったとしてもそれは生活費の一部として家計に含まれ、夫婦共有財産とは必ずしも夫婦の目に見える協力が必要であるということではないという点である。

[2] 次に第2の争点は、分配の割合である。現在では、夫婦共働き世帯が多く、男女平等の要請が高まり、たとえ専業主婦であっても妻の財産形成への貢献度が見直されており、財産分与の割合は、原則として2分の1ずつと考えられている。たとえば、広島離婚等請求控訴事件(広島高裁平18年(ネ)第564号、平19・4・17判決)では、「一審原告は、婚姻後、一審被告Bとの同居期間中、仕事に就いたことはないが、専業主婦として家事や育児に従事し、夫婦の共同生活の維持や一審被告Bの所得活動による財産形成に寄与してきたことが認められる。これらの事情のほか、扶養の要素も考慮すれば、財産分与割合は2分の1とするのが相当である。」と判示している。

しかし、財産分与の割合は、絶対的に2分の1となるのではなく、夫婦共有財産であっても、その財産形成における夫婦それぞれの貢献度が考慮される。上記の奈良馬券財産分与申立事件では、妻に対し3分の1を分与するのが相当であると判断し、本件でも、分与割合は、妻4：夫6の割合とするのが相当であるとした。したがって、宝くじの当選金については、今後も購入者が6割取得できるというものではなく、あくまで本件事案は、参考となる数字を示したに過ぎない点は注意し

なければならない。

[3] なお、本件は租税事件ではないため、財産分与に関する課税関係は問題とされていないが、参考までにその課税関係を整理する。まず、①財産分与を受けた受領者については、原則としてその取得は非課税となる。これは、離婚による財産分与は、法律上の原因に基づく請求権で(民法768)、贈与とは異なるものとするからである(相基通9-8参照)。

次に、②分与者の課税関係であるが、金銭以外の資産による分与があった場合、現行所得税法上、分与者に譲渡所得の課税関係が生ずることに注意を要する。かつて大森事件(最高裁三小昭和47年(行ツ)4号・昭和50年5月27日判決)では、財産分与に基づく債務の履行としての不動産の分与は、不動産の時価相当額の分与義務の消滅による経済的利益が分与者に帰属する資産の譲渡に当たると判示した。しかし、筆者は、財産分与については、少数意見であるが「共有財産分割非課税説」を支持し、慰謝料を除く狭義の財産分与が行われた場合、その財産分与の性質は、夫婦間の実質的共有財産を単に分割しただけであり、この財産の分割に資産の譲渡はなかったものと考えている。

